

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年11月13日（平成27年（独情）諮問第58号）

答申日：平成29年3月13日（平成28年度（独情）答申第90号）

事件名：「言語機能の障害に関する対応案及び高次脳機能障害の障害認定に係る意見照会（指示・依頼）」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1に掲げる文書1ないし文書5につき、その全部を不開示とし、別表2に掲げる文書（以下、文書1ないし文書5と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別表1の4欄に掲げる部分を開示すべきであり、また、別表2に掲げる文書（紙媒体）につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく平成25年3月13日付けの開示請求に対し、日本年金機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が同年9月13日付け年機構発第17号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、その全部を不開示とされた別表1に掲げる文書1ないし文書5及び別表2に掲げる文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 別表1に掲げる文書1ないし文書5について

別表1に掲げる文書1ないし文書5は、「審議、検討又は協議に関する情報」ではあっても、それが開示されることにより、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」には当たらず、開示されなければならない。認定基準が改正されたり、取扱いが標準化されたりする場合の検討または協議の過程が開示されることによって、はじめて国民はその施策や取扱いが定められている根拠、目的および経緯を知ることができる。

法は、1条において、「国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、も

って独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」としている。

まさに国民が施策や取扱いが定められる過程を知ることは、主権者たる国民の権利であり、この過程の開示を「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」と決めつけることは、「独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」という法の目的に反するものである。国民は、独立行政法人等における施策に関する過程を知ることにより、施策が公正な協議の基に行われているかどうかを監視し、法人活動が公正に行われるかどうかを検証する権利がある。国民が協議の内容、検討過程を知ることが、「不当な混乱」を招くという論理は、情報公開の趣旨を真っ向から否定するものにほかならない。

また、通知書の理由後段の「法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、これも国民が知ることが「事務の適正な遂行に支障を及ぼす」と断じているものであり、まさに主権者たる国民の知る権利を否定し、法人がどういう内容で施策や取扱いの協議をしようが知らせる必要がない。密室で行うのだと言っているに等しく、これも情報公開法の目的に反するもので到底ゆるされない。

(2) 別表2に掲げる文書について

これは、年金機構より開示された「指示・依頼等文書管理台帳（指示・依頼）」（資料1）に基づき、開示したものであって、不存在であるはずがない。速やかに開示されなければならない。

（資料1は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

(1) 開示請求（平成25年3月13日）

機構本部あてに、本件開示請求がなされた。

(2) 原処分（平成25年9月13日）

開示決定通知書の通り一部開示決定した。

なお、以下の部分は不開示とした。

ア 開示決定通知書記載の(1)～(90)、(97)～(104)の各文書における照会先電話番号、メールアドレス

理由：当該情報は、機構が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、法5条4号「法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ため。

イ (28)平成23年8月31日付（給付指2011-238）（国年指2011-326）「年金確保支援法の施行に伴う過去に障害年金が不支給となった者に対する請求の勧奨（指示・依頼）」の別表2、(97)疑義照会（回答）票（2012-30）「複数の障害厚生年

金受給権がある場合の額改定請求における併合の取扱いについて」の
生まれた月日，疑義照会（回答）票（個別回答）低酸素脳症による障
害年金の障害認定日について

理由：当該情報は，法5条1号の「特定の個人を識別することがで
きるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にす
ることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」
に該当するため。

ウ 別表1に掲げる文書1ないし文書5

理由：当該情報は，法5条3号「独立行政法人等の内部又は相互間
における審議，検討又は協議に関する情報であって，不当に国
民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」，同条4号「法
人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当
するため。

エ 別表2に掲げる文書

理由：文書不存在のため

2 諮問庁としての見解

上記1（2）ウの対象文書は年金事務所に対して意見を求める事務連絡
文書である。本部における素案を年金事務所に示し，それに対する意見を
踏まえ検討修正していく，言わば草稿段階のものを添付している。年金事
務所からの意見を踏まえ，素案を修正し決定していく過程を開示し，素案
と確定事項の比較により変更している部分がある場合，その部分について
議論等の対象となることが考えられる。それにより，今後同種の意見を求
める事務連絡文書を発出してからも，外部から有形無形の働きかけが行わ
れ，年金事務所からの自由闊達な意見がなされなくなり，事務支障が生じ
るおそれが蓋然性を持って言える。また，確定していない素案を公表する
ことにより，本来決定していない内容があたかも決定事項のように広まっ
てしまい，誤解や憶測を招き無用の混乱を生じさせ，特定の方々に不当に
利益あるいは不利益を及ぼすおそれがあるため，不開示とした。

また，上記1（2）エについては，開示決定通知書に記載の（給付指2
010-204）にて，（給付指2010-197）国民年金・厚生年金
保険障害認定基準一部改正の掲示板からの削除（指示・依頼）を開示して
いる。（給付指2010-197）の内容に誤りがあったため，それを取
消し，（給付指2010-205）において改めてその内容を周知する
というものである。また，国民年金・厚生年金保険障害認定基準一部改正の
適用開始となる平成22年11月1日以前の平成22年10月25日に発
出された（給付指2010-204）により（給付指2010-197）
が取り消されていることから，（給付指2010-197）は，機構の職
員が組織的に用いるもの・業務上必要なものとして利用または保存されて

いる状態にないとして、文書不存在という判断をし、不開示としたものである。

3 結論

以上のことから、機構の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成28年11月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，
本件請求文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月20日 審議
- ⑥ 平成29年2月23日 審議
- ⑦ 同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書の開示請求につき、処分庁は、本件対象文書について、法5条3号及び4号柱書きに該当する、又は、保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、本件対象文書の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、文書1ないし文書5は法5条3号及び4号柱書きに該当し、別表2に掲げる文書は保有していないとして、不開示としたものであり、原処分は妥当であるとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、文書1ないし文書5の不開示情報該当性及び別表2に掲げる文書の保有の有無について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

文書1ないし文書5は、機構本部から年金事務所等組織内部に対する意見照会を目的とした文書であり、各文書は、①意見照会の趣旨等を伝える「指示・依頼」の部分、②意見照会の対象となる文書等の「案」の部分、③①及び②以外の部分から成ることが認められる。

(1) 「指示・依頼」の部分について

「指示・依頼」の部分（文書4については、別添1を含む。）は、文書1ないし文書5のいずれも、発出年月日、文書番号、文書の件名、宛先、目的・趣旨、ポイント（内容）などが、一定の様式に基づいて記載されている。

このうち、機構本部に意見等を報告するための専用メールアドレス、

機構本部の照会先の直通電話番号及び内線番号は、外部に公表されていないものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、機構が必要とする際の緊急の連絡先や部外との連絡に支障を来すなど、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

その余の部分は、本部関係部局名、意見照会の趣旨・目的、照会に当たってのポイント等であり、これを公にしても、機構における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、当該部分は、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 「案」の部分について

ア 文書1

(ア) 文書1は、平成24年6月8日付け給付指2012-131「言語機能の障害に関する対応案及び高次脳機能障害の障害認定に係る意見照会（指示・依頼）」であり、このうち「案」の部分は、「別紙1」ないし「別紙3」（表面用1種類、裏面用2種類）である。

(イ) 諮問庁は、理由説明書において、文書1の「案」の部分を含めて、文書1ないし文書5のそれぞれの「案」の部分については、全て、「素案と確定事項の比較により変更している部分がある場合、その部分について議論等の対象となることが考えられ、それにより、今後同種の意見を求める事務連絡文書を発出しても、外部から有形無形の働きかけが行われ、年金事務所からの自由闊達な意見がなされなくなり、事務支障が生じるおそれがあり、また、確定していない素案を公表することにより、本来決定していない内容があたかも決定事項のように広まってしまい、誤解や憶測を招き無用の混乱を生じさせ、特定の方々に不当に利益あるいは不利益を及ぼすおそれがある」と説明する。

(ウ) 当審査会において文書1を見分したところ、文書1の「案」の部分には、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」改正に伴い、言語機能の障害に係る診断書の提出が必要になったこと等に対応して、請求者等に対し窓口において言語機能の障害の有無を聞き取って必要な案内をするなどの事務上の対応方法、言語機能の障害の診断書等に係る一般的な内容のQ & A、該当者への周知文などが記載されているにすぎないと認められる。

(エ) このため、当該部分の記載内容等を踏まえると、当該「案」の部分の公にしても、今後、同種の意見を求める事務連絡文書を発出す

ると、外部から有形無形の働きかけが行われるといった事態は想定し難く、また、本来決定していない内容があたかも決定事項のように広まることで、誤解や憶測を招き無用の混乱を生じさせるといった事態も想定し難いことから、当該「案」に係る諮問庁の上記（イ）の説明は首肯できない。

（オ）したがって、当該部分は、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書2

文書2は、平成24年3月14日付け年相指2012-21「障害年金確認シート等に対する意見照会（指示・依頼）」であり、「案」の部分は、2頁目、4頁目、5頁目、7頁目及び8頁目である。

（ア）2頁目

当審査会において文書2を見分したところ、2頁目は、来訪者の障害年金の相談を効果的効率的に行うために、主に相談の待ち時間に記入してもらう質問用紙であり、その内容は、来訪者が本人か家族等かの別、具合の悪い箇所、症状が出た時期など基礎的な質問項目が記載されているにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）4頁目

- a 当審査会において文書2を見分したところ、4頁目は、障害年金の認定事務において職員として知っておくべき様々な事項が記載されており、その内容は、初診日や障害認定日の定義、前疾病と後疾病の因果関係の考え方などが記載されていると認められる。
- b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、4頁目の最終行は、法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等を保護するための手法の内容及び機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等に対する特別な取扱方法の内容及び情報であり、不開示とする必要があると説明する。
- c 当審査会においては、別件の開示請求に係る答申（平成28年度（独情）答申第71号等。以下「先例答申」という。）において、法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等を保護するための手法の内容及び機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等に対する特別な取扱方法の内容及び情報については、法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当であると判断している。

4頁目の最終行は、情報の内容として、先例答申において判断

した情報と同一であると認められることから、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- d また、4頁目のうち、最終行を除く部分は、上記aのとおり、障害年金の認定事務において職員として知っておくべき基本的事項が記載されているにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 5頁目

- a 5頁目は、障害年金の認定等に関する情報が記載されていると認められ、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、5頁目は障害年金の認定等の業務を職員が実施するに当たっての参考とするために特定県の事例を基にして作成した内部資料であり、不開示とする必要があると説明する。
- b 当審査会において文書2を見分したところ、5頁目は諮問庁の上記aの説明のとおりの内容であると認められ、これを公にすると、障害年金受給者等から誤解や憶測を招き、認定事務を担う現場において無用の混乱を招くなど、機構の行う障害年金給付に係る業務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 7頁目及び8頁目

- a 当審査会において文書2を見分したところ、7頁目及び8頁目は、障害年金受給資格の有無等を判断するための一資料とするため、職員が相談者から聴き取って記入する用紙であり、その内容は、初診日の確認、保険料納付要件の確認など法令に定められた事項等が記載されている。
- b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、7頁目及び8頁目のうち、7頁目の「記録」欄の2段目は、法律上保護されるべき特定被保険者・受給権者等を保護するための手法の内容及び機構の業務上の必要性により取扱いを区別している被保険者・受給権者等に対する特別な取扱方法の内容に係る情報であり、不開示とする必要があると説明する。
- c 上記諮問庁の説明を踏まえ検討すると、7頁目の「記録」欄の2段目については、上記(イ)cと同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

d また、7頁目及び8頁目のうち、7頁目の「記録」欄の2段目を除く部分は、上記aのとおり、初診日の確認、保険料納付要件の確認など法令に定められた事項等が記載されているにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 文書3

(ア) 文書3は、平成23年10月17日付け給付指2011-263「障害サンプル調査事務処理手順についての事前意見照会（指示・依頼）」であり、「案」の部分は、「別紙1」ないし「別紙8」である。

(イ) 当審査会において文書3を見分したところ、当該「案」の部分のうち、機構本部に意見等を報告するための専用メールアドレスは、上記(1)と同様の理由により、法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であり、また、その余の部分は、障害年金の請求漏れ防止対策の検討を行うための基礎資料収集の一環として、身体障害者手帳の保持者を対象として障害年金を受け取っていない場合の理由等を把握するためのアンケート調査であり、その内容は、調査手順、調査票様式などが記載されているにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 文書4

(ア) 文書4は、平成23年8月10日付け給付指2011-220「「肢体の障害」の改正案素案に係る意見照会と「症状固定」に係る事例報告（全2件）（指示・依頼）」であり、「案」の部分は、「別添2」及び「別添3」であり、さらに、「別添2」は、「本文」及び「別紙」から成り、「別添3」は、「改正案」及び「現行」の新旧対照文である。

(イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

a 当該「案」の部分に対応する確定された内容は、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（平成24年9月1日適用。既公表。以下「障害認定基準」という。）である。

b 当該「案」の部分のうち、「別添2」の「本文」及び「別添3」の「改正案」は、本部における素案を年金事務所等に示し、それに対する意見を踏まえ検討、修正していく草稿段階のものであり、これを公にすると、障害認定基準の素案と確定内容の比較により、変更している部分について議論等の対象となることが考えられ、

それにより、今後同種の意見を求める事務連絡文書を発出しても、外部から有形無形の働きかけが行われ、年金事務所等からの自由闊達な意見がなされなくなり、機構の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、また、確定していない素案を公表することにより、本来決定していない障害認定基準の内容があたかも決定事項のように広まってしまい、誤解や憶測を招き無用の混乱を生じさせ、特定の方々に不当に利益あるいは不利益を及ぼすおそれがあり、不開示とする必要がある。

(ウ) 当審査会において、文書4を見分した上で、理由説明書及び上記諮問庁の説明を踏まえ検討すると、当該「案」の部分のうち、「別添2」の「本文」及び「別添3」の「改正案」は、諮問庁の説明のとおり障害認定基準そのものの具体的な案であり、これを公にすると、障害年金請求者等から、決定された障害認定基準と比較して、十分な検討や議論が尽くされていないのではないかといった誤解や、認定要件の記述内容が変化している事実のみを捉え、それをとりわけ問題視し、障害認定基準の適切性について疑問を抱くような誤った印象を与えることがあり得ると考えられ、障害認定基準に対する信頼性を失わせるおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

他方、当該「案」の部分のうち、その余の部分である「別添2」の「別紙」及び「別添3」の「改正案」以外の部分は、改正前の現行認定基準等であり、公表されているものにすぎないことから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 文書5

(ア) 文書5は、平成22年10月13日付け給付指2010-193「障害年金等受給者または請求者の障害状態の再診断に係る事務の事前意見照会（指示・依頼）」であり、「案」の部分は、「再診断事務の取扱要領（案）」及び「別紙1」ないし「別紙7」である。

(イ) 当審査会において、文書5を見分したところ、当該「案」の部分は、厚生年金保険法等に定める再診断について、再診断の対象や年金事務所等における実地調査等事務手順等が記載された再診断事務の取扱要領、医療機関との業務委託契約書や関係機関への連絡文書などのひな形、再診断事務に関する一般的な内容のQ & Aなどが記載されているにすぎないと認められることから、上記アと同様の理由により、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 上記(1)及び(2)以外の部分について

上記(1)及び(2)で判断した部分以外の部分は、文書1、文書2、文書4及び文書5に記載されており、その内容は、年金事務所等組織内部の部署が、機構本部からの照会に対して意見等を報告するための様式、機構本部が照会の対象とした年金事務所等の一覧等であり、これを公にしても、機構における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 別表2に掲げる文書の保有の有無について

当該文書は、平成22年10月15日付け給付指2010-197「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」である。

諮問庁の理由説明書によると、当該文書は、平成22年10月15日付けで機構の掲示板を通じて組織内部に周知されたが、その内容に誤りがあったため、同月25日に、正誤情報を載せるとともに、当該文書を掲示板から削除し、削除した旨を周知していることから、当該文書は、機構の職員が組織的に用い、業務上必要な文書として利用又は保存されている状態にはないものであるとして、不存在という判断をし、不開示としたものであると説明している。

しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、掲示板からの削除が文書の不存在となることについて詳細な説明を求めさせたところ、機構では、当該文書は掲示板から削除していたが、執務室等を改めて確認したところ、紙媒体としては保存されており、機構の職員が組織的に用い、業務上必要な文書として利用又は保存されている状態にあるとのことであった。

したがって、機構において開示請求の対象として特定すべき文書として別表2に掲げる文書を保有していると認められることから、当該文書につき改めて開示決定等をすべきである。

4 付言

本件においては、異議申立てから諮問までに約2年が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいえない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、別表1に掲げる文書1ないし文書5につき、その全部を法5条3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とし、別表2に掲げる文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表1の4欄に掲げる部分は

同条 3 号及び 4 号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、また、機構において別表 2 に掲げる文書（紙媒体）を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第 3 部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表 1

文書番号	1 異議申立人が開示すべきとする部分（文書名）	2 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法5条）	3 文書の構成	4 開示すべき部分
1	平成24年6月8日付（給付指2012-131）「言語機能の障害に関する対応案及び高次脳機能障害の障害認定に係る意見照会（指示・依頼）」	3号及び4号柱書き	「指示・依頼」の部分	メールアドレス及び直通電話番号並びに内線番号を除く全て
			「案」の部分	全て
			「指示・依頼」及び「案」以外の部分	全て
2	平成24年3月14日付（年相指2012-21）「障害年金確認シート等に対する意見照会（指示・依頼）」	3号及び4号柱書き	「指示・依頼」の部分	メールアドレス及び直通電話番号を除く全て
			「案」の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2頁目の全て ・ 4頁目のうち、最終行を除く全て ・ 7頁目及び8頁目のうち、7頁目の「記録」欄の2段目を除く全て
			「指示・依頼」及び「案」以外の部分	全て
3	平成23年10月17日付（給付指2011-263）「障害サンプル調査事務処理手順についての事前意見	3号及び4号柱書き	「指示・依頼」の部分	メールアドレス及び直通電話番号を除く全て
			「案」の部分	メールアドレスを除く全て

	照会（指示・依頼）」			
4	平成23年8月10日付（給付指2011-220）「「肢体の障害」の改正案素案に係る意見照会と「症状固定」に係る事例報告（全2件）（指示・依頼）」	3号及び4号柱書き	「指示・依頼」の部分（「別添1」を含む。）	メールアドレス及び直通電話番号を除く全て
			「案」の部分	・「別添2」のうち、「別紙」の全て ・「別添3」のうち、「改正案」を除く全て
			「指示・依頼」及び「案」以外の部分	全て
5	平成22年10月13日付（給付指2010-193）「障害年金等受給者または請求者の障害状態の再診断に係る事務の事前意見照会（指示・依頼）」	3号及び4号柱書き	「指示・依頼」の部分	メールアドレス及び直通電話番号並びに内線番号を除く全て
			「案」の部分	全て
			「指示・依頼」及び「案」以外の部分	全て

別表2

異議申立人が開示すべきとする部分（文書名）	（審査会の判断）
平成22年10月15日付（給付指2010-197）「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」	（機構において、開示請求の対象として特定すべき文書として保有していると認められることから、改めて開示決定等をするべきである。）